

ハロ・ハロ・ガーデン HELLO² GARDEN

公嘱

目次	公嘱協会における平成21年度の展望 新年賀詞交歓会	／山田 猛司…………… 1 ／永井 正己…………… 4
	株式会社日本政策金融公庫への移転登記 ティータイム 協同組合広告 協会取り扱い事件納品状況一覧	後藤 悟…………… 4 ／生田目正秋…………… 5 ／岡田 学…………… 6 …………… 7 …………… 8

2009年 第109号

(平成21年2月発行)

東京都新宿区本塩町9番地3 ☎03-3359-3345 (代表)
発行所 社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
発行人 山田 猛司
ホームページ (<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>)

公嘱協会における平成21年度の展望

理事長 山田 猛司

社員の皆様、本年も昨年同様よろしくお願ひいたします。

昨年度の定額会費の導入により、協会の財政における安定的基盤がある一面において確立されましたが、今年からはいよいよ公益認定のための具体的な準備に取りかからなければなりません。

ご承知の通り一般法人法及び公益認定法並びに整備法が平成20年12月1日をもって施行されましたが、本協会は現状のままであれば特例民法法人として5年間は存続することが可能です。

しかし、経過期間の5年を経過すると法律上解散してしまいますので、解散を避けるためには公益認定を受け、公益社団法人として存続をするか、または一般社団法人としての認可を受けて一般社団法人として存続するかのどちらかの道を選ばなければなりません(解散や合併という道も法律上は選択可能ですが、現実的ではありません)。

本協会においては理事会において公益認定を受け、公益社団法人として存続する方向性を確認しているところであります。

そして上部団体である全司協とも連携をとり、公益認定のためのプロジェクトチームを立ち上げまし

た。全国の協会では、東京と神奈川が先陣を切って公益認定に取り組み、認定方法や手続きの状況を全国に発信するというところですが、最短のスケジュールでは、今年の通常総会において定款変更し、諸規則の整備もしなければならないこととなりますが、5年間の猶予期間を考えれば、今年1年をかけて法務省や土地家屋調査士協会との意見交換をしながら、余裕を持って来年の通常総会において定款変更し、その後公益認定を受けるのがよいのではないかと考えているところです。

支部の統廃合について

協会の支部に関して、その統廃合を検討しているところですが、東京司法書士会においても同様の検討をしているということもあり、その動向を見極めてから協会においては結論を出そうとしていました。

東京司法書士会においては支部の再編は当面実施しないようなので、支部の再編を実施するとすれば、協会独自での支部の再編ということにならざるをえません。

そこで今まで協会の支部再編について出された意

見を総括すると協会独自の支部再編については期が熟していないというのが現在の結論です。

現場の支部の状況を考えると、司法書士会の支部と公嘱協会の支部は一致しており、いろいろな活動において司法書士会の支部が中心となって活動しているというのが現状です。その中で公嘱協会の支部は本会の会員の一部の人が社員となっているので、公嘱協会の支部規則の制定をはじめ、支部活動が協会独自のものとして行われている部分が少ないということでもあります。

従って、協会の支部を今以上に細分化するということは不合理であり、組織力の分散につながるものとなるので、逆に支部を統合するという形で検討するのが合理的と考えられます。

その場合の統合基準としては、現在の司法書士会のブロックを単位とするか、交通の便を考えて沿線を単位とせざるを得ないと思いますが、現段階においては支部組織の強化の方が優先すべき課題であり、各支部において支部規則の制定をはじめ、支部単位での配分事件の事務処理や支部独自の業務開発活動等により各々の支部組織の強化を図っていただきたいと思えます。

組織的研修事業の拡充

本協会の社員は、東京司法書士会の会員をもって構成しているので、社員すべての人が司法書士としての専門的能力を備えていると考えますが、昨今の法改正の多さやその改正のスピードの速さに関しては、従前の数年間というサイクルが数カ月間で回ってくるような感じです。

公嘱協会としての研修は、従来嘱託登記に独自なものを中心に実施していたわけですが、会社法の改正や公益法人法の施行に関しても嘱託登記に少なからずかわりのある分野なのでそれらの研修も含め、今後は多方面の研修を積極的に行う必要があると思えます。

ご承知のように、現代の司法書士の業務は多様化しており、不動産登記、商業登記、訟務、成年後見、債権譲渡登記等それぞれに専門性を持った司法書士も多数存在するところです。

また、司法書士試験の合格者の増加割合に比べると新人の開業率はそれほど高くはないといえます。

そのように多様化した職域に、経験の少ない司法書士が自信を持って業務遂行することができるためには組織的な研修を実施しなければなりません。

従って今後は公嘱協会としても組織的に幅広い研修を行う必要があるものと考え、そのために研修会の実施はもとより研修に関連した有益な情報を提供するという必要も必要と考えています。

競争入札への対応

バブル崩壊による経済危機から何とか立ち直ろうとしかかっていたところにサブプライムローン問題に端を発するリーマンショック等、海外の経済状況の悪化及び内政の混迷等により日本の経済状況もさらに悪化しています。

本協会の依頼人である嘱託者たる官公署が、一時期的ように公共事業を推進するという活動を凍結、縮小という方向に転換している昨今です。

また、公共事業における価格の透明性という観点からも競争入札を原則とする契約方式に改められたことから、従来における随意契約が原則として廃止されました。

そこで新たに問題となってきたのが司法書士法人との入札競争ということでした。

公嘱協会が入札に参加し、一般の司法書士や司法書士法人と競争するということが本来の望ましい形かどうかという点についても問題となりました。その点に関しては、司法書士と競争するということが一見、個人の司法書士を圧迫するようにも思えわれがちですが、入札において互いに対等の立場で、公平な入札を行うこととなるので、公共事業における価格の透明性や公共事業の公平性という点においても競争入札に積極的に参加することは、官公署の嘱託登記の円滑な実施に寄与するものとなり、公嘱協会の本来の目的に合致するものと考えます。

ただ、実際に問題となるのは、社員である司法書士と協会との関係です。

協会と非社員が入札において競争することは公共事業の公平性を保つという意味で問題はありませんが、協会の内部的関係をみると、社員においては、協会の契約単価についての情報を入手することが可能であり、手の内を見たうえでそれよりも安い価格で入札するというような不公平な取引が行われる可能性があります。また、協会と社員等が競争するという関係が好ましいものとは思われないので、今後いろいろと検討しなければならない課題ではあると思えますが、現段階においては、社員が競業取引をしたとしても当該社員に不利益が処方することは考えておりません。

それよりも問題なのは、司法書士法人であり、それも実体を伴わないと思われる司法書士法人が存在するという点です。

公共事業における嘱託登記において一般的に入札参加資格があるのは公嘱協会と司法書士法人ということになりますが、その司法書士法人の主たる事務所が他府県にあり、従たる事務所が東京都内にあるという場合もあり、その東京都内の従たる事務所は

新年賀詞交歓会

スナッフ 特集

平成21年1月13日、明治記念館において、東京司法書士五団体共催による賀詞交歓会が開催されました。新春の定例行事ですので、本誌にて毎年ご報告しておりましたが、本年は、写真で賀詞交歓会の模様をお伝えいたします。

なお、新年のお祝いということで他士業など各団体と日時を同じくする中、ご出席いただいた来賓の皆様ありがとうございます。これからもどうぞ宜しくお願い申し上げます。



PM.2:00 主催五団体の代表が来賓の入場を待っています。(私)「写真1枚お願いします。」

PM.2:20 主催五団体を代表して東京司法書士会小村勝会長の挨拶があり、東京法務局長五十嵐義治様のご祝辞、東京地方裁判所所長判事代理民事部所長代行荒井勉様のご祝辞代読をいただきました。そして法被を着用しての鏡開きが行われ、東京司法書士会前澤六雄相談役の音頭による乾杯がありました。カンパイ!!

その後、来賓の日本司法書士会連合会顧問藤田耕三様、日本司法書士会連合会会長佐藤純通様よりご挨拶があり、来賓の国会議員の先生方からご祝辞をいただきました。



PM.3:00 3時頃から来賓の都議会議員、区議会議員、市議会議員の先生方から壇上でお一人ずつご挨拶がありました。



歓談中のひとコマです



PM.3:50 東京司法書士会牧野忠明相談役により万歳三唱がありました。



顧問の東村邦浩東京都議会議員、立石晴康東京都議会議員、名取憲彦東京都議会議員は、毎年賀詞交歓会にご出席いただいております。歓談の途中、すかさず写真をお願いしました。「はいっチーズ」カシャ!

株式会社日本政策金融公庫への移転登記について

専務理事 生田目 正秋

平成20年10月1日をもって、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の旧政府系四金融機関（以下「旧四金融機関」という。）が統合し、新たに株式会社日本政策金融公庫が発足しましたが、旧四金融機関の権利義務一切は株式会社日本政策金融公庫が承継することとなりました。（法附則第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項）

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行



平成20年10月1日統合
「株式会社日本政策金融公庫法」（平成19年法律第57号）

株式会社日本政策金融公庫

従いまして、平成20年10月1日以降に旧四金融機関が抵当権等の名義人となっている不動産について、平成20年10月1日以降の日を原因としてそれらの抵当権等の抹消、変更、処分等の登記をするには、その前提として、同日を原因として株式会社日本政策金融公庫への移転登記が必要となります。

また、環境衛生金融公庫又は日本輸出入銀行が抵当権等の名義人になっている場合については、環境衛生金融公庫については国民生活金融公庫が、日本輸出入銀行については国際協力銀行が、各々平成11年10月1日法律によりその権利義務一切を承継しておりますので、平成20年10月1日以降の日を原因としてその抵当権等の抹消、変更、処分の登記をするには、同様に株式会社日本政策金融公庫への移転登記が必要となります。

※国民金融公庫、環境衛生金融公庫 ⇨ 国民生活金融公庫

（平成11年10月1日国民生活金融公庫法附則第2条、附則第3条第1項）

※日本輸出入銀行 ⇨ 国際協力銀行

（平成11年10月1日国際協力銀行法附則第6条第1項）

登記名義が国民金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行のものについては、「平成18年10月1日株式会社日本政策金融公庫法附則第〇条第1項による承継」を原因として株式会社日本政策金融公庫に移転となります。

登記名義が環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行のものについては、移転原因を併記して直接日本政策金融公庫に移転することとなります。

又、申請に際して、権利義務の承継を証する情報、抵当権等の移転及び登記名義人の名称の変更に関わる登記原因証明書は、その事実が法律により明らかであるから、提供は省略できることとなっています。

尚、詳細は平成20年9月30日法務省民二第2633号通達をご覧ください。



ティータイム

ボウリングのすすめ ~ファイナル~ 城北支部 岡田 学

今までに2回、ティータイムの場をお借りして私の趣味であるボウリングについて書かせていただいた。おかげで、身近な司法書士仲間マイボウラー（自分専用のボウリング用ボールを持っている人のこと）がいたことが分かり、一緒に投げに行く機会が増え、互いに切磋琢磨しながらボウリングを楽しむことができるようになった。珍しい人だ。

その後、2人の噂を聞きつけた、これまた身近な司法書士仲間の1人が、何回かボウリング場に足を運んでいるうちに、いつの間にかマイボウルを手に入れて、一緒にボウリングを楽しんでくれるようになった。愉快的な人だ。

現在はこの3人で足立区、葛飾区、江東区の城東地区を中心に、定期的にボウリングを楽しんでいる。時にはスペシャルゲストが訪れて、私たちを楽しませてくれることもある（ボウリングはしないが）。皆が好きな時に、好きな目的、好きな楽しみ方で集うことができるのが気に入って、私はボウリングを楽しんでいる。

楽しい仲間ができたので、この場をお借りして仲間を増やそうとすることは、もうやめようと思うが、せっくなので、最後に私なりに感じるボウリングの良い点を皆さんにお伝えしようと思う。

①ボウリングにはダイエット効果がある。

ボウリングは一見すると腕の力で重いものを投げる程度の運動にしかならないようにも思われるが、真剣に取り組むと全身運動になるのである。以前、ボウリング3ゲームがウォーキング1時間ほどの運動量に匹敵すると書かれたボウリング場のポスターを見たことがある。実際に、3ゲーム以上投げると意外と汗を掻いて疲れるもので、ボウリングゲーム数に比例して痩せていく私の体型を見た方はその効果を目の当たりにするであろう…。

②ボウリングは天候に左右されずに楽しめる。

これは、ボウリングが屋内スポーツであることから当然ではあるが、ボウリング場があれば、いつでもボウリングが楽しめるのである。冬は暖房が効いて暖かく、夏は冷房が効いて涼しく、いつでも快適な環境で楽しめるのである。

③ボウリングは老若男女を問わず楽しめる。

ボウリングは、自分に合った楽しみ方が選べるため、年齢や性別に関係なく楽しめる。実際に、ボウリング場に行くと小さい子供が大人と一緒に楽しんでいたりと、ご年配の人たちがグループで楽しんでいる光景を見る。ボウリングは、力で球速を早くしたり、回転を強く掛けたりしなくても、コースを狙って投げられる技術を身につければ高スコアを得られるので、幅広い人たちが楽しめるスポーツであると思う。

④ボウリングは1人から大人数まで楽しめる。

ボウリングは1人で投げるときは、ハイスコアを目指して投げたり、自分が思い描いたラインをボールが転がってピンを倒すのを目指して投げたりして楽しめる。また、人数が増えれば、単純に賑やかに投げ合っ楽しんでたり、チーム対抗にしたりスコアにハンディキャップを付けたりして、勝負を楽しむことができる。揃った人たちの顔ぶれによってさまざまな楽しみ方ができるのである。

⑤ボウリングをすると楽しい仲間ができる。

前にも書かせていただいたように、ボウリングを楽しんでいる人やこれから楽しもうとする人が近くにいると自然と仲間ができる。1人で投げている、ボウリング場のスタッフの人、ボウリング場の常連さん、時には隣で投げている人とふとしたきっかけで仲良くなったりもする。仲間が増えればボウリングへの興味や知識も高まるし、それが高じて大会に参加するようになれば、自分のレベルアップにもつながり、より多くの仲間が作れるようになるだろう。

これからもボウリングを通じて楽しいボウリング仲間と楽しい思い出や楽しい仲間作りを続けて行けたらなあと思いついた2009年の始まりでした。

仕事に余裕を持ちたいですね。

東京司法書士 協同組合

金融・保険事業

司法書士ローン斡旋
司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手補償制度
自己資金貸付制度
各種保険、年金制度
各種リース斡旋

労働保険・事務組合

補助者の雇用・労災保険
事業主の特別加入

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
教育情報誌の出版
組合ニュースの発刊

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
旅行・レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDLとの提携

ネットワーク事業

インターネットによる
情報提供
先例検索・目的事例集
不動産・商業書式集等

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙
書籍 OA展示会開催
司法書士向 PC・ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合 東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366
<http://www.inter.tsknet.or.jp/>

■本協会取扱い事件納品状況一覧（平成20年9月1日～平成20年11月30日）

納品月	発注機関名	物件名	登記内容	件数	配分支部
9月	東京都再開発事務所	リバーウエストD館（一般分譲）	所有権移転登記	1	墨田・江東
	練馬区役所	権利関係公共嘱託登記事務（単価契約）	抵当権抹消登記	1	練馬
	府中市役所	狹隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	10	府中
	〃	法定外公共物嘱託登記業務	所有権保存登記	2	〃
	調布市役所	狹隘道路拡幅整備嘱託登記業務（単価契約）	所有権移転登記他	48	調布
10月	東京都住宅供給公社	大森駅前住宅（長期分譲）	所有権移転登記	1	品川
	〃	豊玉南住宅（〃）	〃	1	練馬
	府中市役所	狹隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	18	府中
	〃	法定外公共物嘱託登記業務	〃	8	〃
11月	八王子駅南口地区市街地再開発組合	権利変換計画の変更による登記業務	権利関係調査業務	一式	八王子
	府中市役所	狹隘道路拡幅整備嘱託登記業務	所有権移転登記他	10	府中
	〃	法定外公共物嘱託登記業務	〃	3	〃

■編集後記

2009年が始まりました。近頃、時間の経つことをすごく早く感じます。TVドラマ「24」を見ると、1日が異常に長く感じるのですが、現実の日常は本当に早い。1週間のうち1日誰かが隠したのでないかと思うくらいです。

時間とはスーツケースのようなものと言った人がいます。それは、雑に詰め込むと限られたものしか入らないけれども、きちんと整理して収納すると多くのものが入るからです。

私は、時間の使い方も収納もうまいとは言えません。原稿も遅れてしまいます。今後は、猛省をして、仕事は勿論ですが、趣味もたくさんスーツケースに詰め込めるように時間を利用したいと思います。

最後に、本号の記事にありました「新年賀詞交歓会」に入りきらなかった写真を2枚掲載します。1枚は、新年賀詞交歓会が終わった後に公嘱役員及び事務局が集まって、後藤悟広報室員による即席記念撮影です。本年もよろしくお祈りします。（永井正己）



公嘱協会広報室

永井 正己（江戸川）
岡田 学（城北）
田口真一郎（田無）
後藤 悟（豊島）